

# 森林整備業務取扱要綱

## 第1章 総則

### (この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、県が行う森林整備業務（以下「業務」という。）の執行方法に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の執行方法に関しては、法令又は条例若しくは他の規則に特別な定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

3 業務の執行方法に関しては、前項の規定によるもののほか、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）、広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年広島県規則第99条）及び広島県会計規則（昭和39年広島県規則第29号）の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「業務」とは、県が行う森林法（昭和26年法律第249号）第41条第3項に規定する保安施設事業のうち、地ごしらえ、植栽、除伐、本数調整伐、下刈等及びこれらに付帯する軽易な業務をいう。

### (業務の執行方法)

第3条 業務の執行方法は、請負とする。

## 第2章 請負業務

### 第1節 入札及び落札

#### (入札事務等)

第4条 県が発注する業務の入札事務等については、次に掲げる要領により取り扱うもののほか、必要な事項は、別途定めるものとする。

- (1) 一般競争入札事務処理要領
- (2) 指名競争入札等事務処理要領
- (3) 入札執行要領
- (4) 入札及び契約に係る情報の公表に関する要領
- (5) 物品調達及び委託・役務業務競争入札参加資格取扱要領
- (6) 物品調達及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要領

#### (受注者の資格)

第5条 一般競争入札及び指名競争入札の入札人並びに随意契約の相手方となる者は、別に発注者が定めた、物品調達及び委託・役務業務競争入札参加資格のうち、「[契約種目] 中分類・その他、小分類・森林整備」の業種の認定を受けた者でなければならない。ただし、発注者において必要がないと認められた者については、この限りではない。

#### (入札参加資格)

第6条 業務の入札参加に必要な資格を次に定める。

- (1) 必須項目として必ず設定する条件
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
  - イ 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、県の指名除外を受けていないこと。
  - ウ 物品調達及び委託・役務業務の競争入札参加資格のうち、「[契約種目] 中分類・その他、小分類・

森林整備」の業種の認定を受け、その有効期間を経過していないこと。

エ 次条に定める技術要件を満たしていること。

オ 本社、支社、営業所等を広島県内に有すること。

(2) 契約の性質、目的等に応じ設定することができる条件

ア 一定の資格を有する技術者（作業職員）を一定数以上有すること。

イ 発注する事業について一定の実績を有すること。

ウ 本社、支社、営業所等を一定の地域に有すること。

エ 当該事業に係る設計業務等の受託者以外の者であって、かつ、当該受託者と資本及び人事面において関連がないものであること。

オ アからエまでのほか、必要と認める事項。

### (技術要件)

第7条 施行令第167条の5の2により入札に必要な技術要件を次のとおり定める。

なお、次の各号のいずれの要件も満たす者でなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する者（以下「技術職員」という。）を常時雇用している者。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（森林部門に係る2次試験に合格した者に限る。）。

イ 一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者。

ウ 森林法第187条第3項の林業普及指導員資格試験に合格した者（森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）による改正前の森林法第187条第5項の林業改良指導員資格試験に合格した者を含む。）。

エ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条に規定する広島県知事が指定した林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という。）から林業技能作業士（グリーンワーカー）の認定を受けた者（以下「広島県林業作業士」という。）。

オ 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成8年農林水産省令第25号）第1条第1項に規定する研修修了者名簿へ登録された者。

カ 支援センターが実施した林業就業者リーダー養成研修及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第8号及び第8号の2に掲げる業務に係るものに限る。）を修了した者。

キ 土木若しくは造園施工管理技士であって、表1の研修等を全て修了した者。

表1

研修項目	根拠法令
林業一般研修	広島県林業一般研修運営要綱
伐木等の業務に係る特別教育研修	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第8号及び第8号の2
車両系建設機械運転技能研修（整地、運搬、積込み用及び掘削用）	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第76条第1項に規定する技能講習
玉掛け技能研修	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第76条第1項に規定する技能講習
小型移動式クレーン運転技能研修	〃
フォークリフト運転技能講習	〃

ク 森林の施業に係る指導監督及び施行管理に関する業務について1年に60日以上かつ5年以上の実務経験を有する者

(2) 常時5人以上の森林の施業に係る作業を行うことができる職員(前号の技術職員を含む。以下「作業職員」という。)を雇用している者。ただし、これら作業職員のうち4人以上が労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条第3項に規定する特別の教育(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第36条第8号及び第8号の2に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者であること。

2 建設業許可における経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者は、前項に規定する技術職員及び作業職員を兼ねることができない。

#### **(代理入札)**

第8条 代理人により入札しようとする者は、あらかじめその旨を証する書類を発注者に提出し、その確認を受けなければならない。

#### **(最低制限価格)**

第9条 発注者は、施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設ける場合は、予定価格の4分の3を下らない範囲内でその都度定めるものとする。

### **第2節 請負契約**

#### **(契約書)**

第10条 請負契約については、相手方決定の日から5日以内に別記様式第1号による森林整備業務請負契約書を作成しなければならない。

2 前項の規定により契約書を作成した請負契約の内容を変更する場合には、別記様式第2号による森林整備業務変更請負契約書によるものとする。

3 契約の証として作成する書類に関する印紙税その他の費用は、すべて受注者が負担するものとする。

### **第3節 補則**

#### **(実施規則)**

第11条 このほか、業務の請負契約、施工、検査及び引渡し並びに支払に関すること、その他この要綱の施行に関し必要な事項は、県が別に定める。

### **附 則**

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年7月1日から改正する。

この要綱は、平成22年1月1日から改正する。

この要綱は、平成23年4月1日から改正する。

この要綱は、平成24年4月1日から改正する。

この要綱は、平成26年4月1日から改正する。

この要綱は、平成30年1月1日から改正する。

この要綱は、平成30年5月1日から改正する。

この要綱は、令和3年4月1日から改正する。

森林整備業務請負契約書



1 業務名

2 業務場所

3 工期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日

4 請負代金額 ¥  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ )

5 契約保証金 ¥

- 6 解体工事に要する費用等
- (1) 解体工事に要する費用
  - (2) 再資源化等に要する費用
  - (3) 分別解体等の方法
  - (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

7 特約事項

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 住所  
氏名 印

受注者 住所  
氏名

森林整備業務変更請負契約書

- 1 業務名
- 2 業務場所
- 3 変更事項

(1) 請負代金額

変 更 前		変 更 後	
¥		¥	
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	¥	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	¥

- (2) 工期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日 日間短縮

- (3) 業務内容 別紙設計図 枚, 仕様書 冊のとおり

(4) 契約保証金

変 更 前		変 更 後	
¥		¥	

(5) 解体工事に要する費用

変 更 前		変 更 後	
¥		¥	

(6) 再資源化等に要する費用

変 更 前		変 更 後	
¥		¥	

- (7) 分別解体の方法
- (8) 再資源化等をする施設の名称及び所在地
- (9) その他

上記のとおり 年 月 日締結した請負契約を変更する契約の締結を証するため、  
契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 住所  
氏名 印

受注者 住所  
氏名 印